

[団体用]

三郷町再生資源集団回収奨励金交付申請のながれ

資源回収団体・登録団体

三郷町役場・環境政策課

毎年3月31日までに再生資源集団回収実施団体登録申請書(第1号様式)を役場へ提出してください。(新規のみ)

(ただし、提出期限日が土・日曜日若しくは休日となる場合はその翌日)

再生資源集団回収実施団体登録の変更及び活動中止の場合は、速やかに申請書(第6号様式)に必要事項を記入し、役場へ提出してください。

再生資源集団回収奨励金交付申請書(第3号様式)に必要事項を記入し、取引量の証明を受けた役場提出用伝票(前期分は3月～8月とし、後期分は9月～翌2月となる。)を添えて、前期は9月10日まで後期は翌年3月10日までに役場へ提出してください。

(ただし、提出期限日が土・日曜日若しくは休日となる場合はその翌日)

再生資源集団回収奨励金交付申請書の内容を審査し、適正と認めたときは、再生資源集団回収奨励金交付決定通知書(第4号様式)及び交付請求書(第5号)を登録団体に役場から送付します。

環境政策課より送付された、再生資源集団回収奨励金交付決定通知書に基づき、再生資源集団回収奨励金交付請求書(第5号様式)に必要事項を記入し、前期は9月30日まで、後期は翌年3月31日までに役場へ提出してください。

(ただし、提出期限日が土・日曜日若しくは休日となる場合はその翌日)

再生資源集団回収奨励金交付請求書の内容を審査し、適正と認めたときは奨励金を登録団体が請求書に記入された振込先に速やかに役場から振り込みます。